

平成22年第12回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

1 開催日時

平成22年6月8日（火）10時00分から11時17分まで

2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

3 出席委員

清原雅彦、久留百合子、住吉徳彦、太田浩二、二子石竜子
杉光誠（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 荒巻俊彦、理事 中嶋利昭、総務部長 今田義雄、
教育企画部長 清田嘉治、教育振興部長 森下博輝、
総務課長 西牟田龍治、文化財保護課長 平川昌弘、
社会教育課長 木原 忠、教職員課長 川添弘人、
高校教育課長 南野圭史、体育スポーツ健康課長 梅田保人

6 会議

10時00分、清原委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

第29号議案「福岡県スポーツ振興審議会委員の人事について」は、久留委員から、人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

（1）報告

- ・条例の提案に対する意見の申出について

川添教職員課長から、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、男女ともに子育てをしながら働き続けることができる勤務環境を整備するため、本県職員の育児休業等に係る規定の整備を行う「福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県の勤務時間、休暇等に関

する条例の一部を改正する条例」の6月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、これについては全員異議なく承認された。

・福岡県教育文化奨学財団経営状況について

木原社会教育課長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく県が出資する標記法人の経営状況を説明する書類について説明があった。

次いで審議が行われ、久留委員から、平成22年度収支予算のうち一般会計や青少年科学館会計について、事業活動収支がそれぞれ約950万円と約870万円のマイナスとなっているのはどうしてなのかとの質問があった。これに対し、木原社会教育課長から、これはそれぞれ前期からの繰越金があり、この繰越分を支出に計上し、支出の方が収入より多くなったため、収支がマイナスとなったものである旨の説明があった。

また、住吉委員から、平成21年度収支計算の投資活動収支について、約1億1千万円の基本財産と特定財産を取り崩し、ほぼ同額の基本財産と特定財産を取得しているが、その内訳について質問があった。これに対し、木原社会教育課長から、当該年度中に満期になった債権があり、新たに別の債権を取得したものである旨の説明があった。

同じく住吉委員から、奨学金返還の回収率について、最近の経済情勢等を勘案すればやむを得ない状況もあるのだろうが、平成21年度は約75%となっており、平成20年度の約78%から低下している。昨年度もお願いしたところだが、是非貸与する際に奨学生に対し、返還されたものが次の奨学金の原資になるという奨学金制度の趣旨を徹底して説明するなどして、返還の意識向上に努めていただきたいとの意見があった。これに対し、南野高校教育課長から、御指摘のとおり昨今の経済状況の影響がかなり大きく、特にここ1年以内に未回収となった債権の割合が増加している状況であり、具体的には法的手続きに着手する期間を短縮するなど、回収強化に努めているところである。また、奨学生の返還意識の向上については、市町村教育委員会や学校を対象とした説明会等で奨学金の趣旨を徹底するとともに、貸与が終了し返還が始まる段階で、改めて返還の意思を高める取組を行っている旨の説明があった。

また、太田委員から、平成18年度から債権督促員を配置しているがその効果はどうか、また増員の必要はないのかとの質問があった。これに対し、南野高校教育課長から、平成18年度から6名、更に平成20

年度から2名増の計8名を配置しているが、貸付金自体も増加し、また昨今の経済状況の影響等により回収率が低下するなか、一定の効果があがっており、今後も未収金回収に向けて継続して取り組んでいくこと、また増員については予算の関係もあるが、今後必要に応じて検討したい旨の説明があった。

また、二子石委員から、教育文化助成事業の選考決定の過程について質問があった。これに対し、木原社会教育課長から、第三者で構成される審査会が厳正に審査の上決定しており、平成21年度は101件の申し込みに対し、84件の決定をした旨の説明があった。

- ・福岡県スポーツ振興公社経営状況について

梅田体育スポーツ健康課長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく県が出資する標記法人の経営状況を説明する書類について説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員から、電光掲示板の改修等により一定期間使用できなかった総合プールを除いて、利用者数は増加傾向にあるが、これは指定管理者制度の導入による効果なのかとの質問があった。これに対し、梅田体育スポーツ健康課長から、そのように認識しているとの説明があった。

関連して、住吉委員から、指定管理者選定にあたっては、残念ながら1～2団体くらいからしか応募がない場合もあったと聞いており、指定管理者制度の効果をより高めるためにも、今後はもっと多くの団体から応募があるように、条件や基準等の弾力化も含めて前向きに検討してもらいたいとの要望があった。

また、久留委員から、効率的な施設運営に向けて、各施設の利用状況等を分析する際は、ただ単に利用人数を把握するだけでなく、例えば研修室やトレーニング室などの、設備別の利用頻度等も把握しておく必要があるのではないかとの意見があった。

(2) 議事

- ・第28号議案 九州歴史資料館の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

平川文化財保護課長から、九州歴史資料館条例の改正に伴い、展示室、会議室及び研修室の貸出を行うこと、並びに資料の複写サービスを行うこととするため、新たに規定を設けるとともに、所要の規定の整備を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、太田委員から、会議室や展示室の利用について、

どのような形態での利用を想定しているのか、また学校関係が利用する場合は使用料の減免制度はあるのかとの質問があった。これに対し、平川文化財保護課長から、会議室についてはグループでの歴史講座等での利用などを、展示室については絵画や書画などの個展やグループ展等での幅広い利用をそれぞれ想定していること、また学校関係が利用する場合は使用料を減免する方向で検討していることなどの説明があった。

清原委員長から、他に意見の有無を問い、これについては全員異議なく、第28号議案は原案どおり可決された。

公開審議はここまでとされ、清原委員長から傍聴人に対して退出が求められた。以後非公開にて審議を行う。

・第29号議案 福岡県スポーツ振興審議会委員の人事について

梅田体育スポーツ健康課長から、福岡県スポーツ振興審議会委員の異動及び役員改選に伴い、スポーツ振興法第18条第4項の規定に基づき、委員の人事を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第29号議案は原案どおり可決された。

清原委員長が閉会を宣言し、11時17分閉会した。